

令和6年度PMH（医療費助成）先行実施事業  
二次公募要領

令和6年5月31日  
デジタル庁

## 第1 事業の趣旨

国や地方単独の医療費助成について、国民、医療機関、自治体等においては、次のような問題がある。

### <国民>

- ・ 支給を受けるための手続きが煩雑である  
健康保険証またはマイナンバーカードとは別に紙の受給者証等を提示することにより、医療費助成の資格を示す必要がある

### <医療機関>

- ・ オンライン資格確認とは別に、資格を個別に確認する事務コストがかかる
- ・ 制度の助成ルール把握のためのコストがかかる

### <自治体>

- ・ 申請・更新、転入・転出の事務にかかる業務、助成にかかる請求事務、申請忘れ・ミスなど、その他手続きの事務コストがかかる

これらの問題を解決するために、令和5年度から、国や地方単独の医療費助成に関する事業の手続の際に活用できる、マイナンバーカードを利用した情報連携を実現するためのシステム：Public Medical Hub（以下「PMH」という。）の開発を行い、希望する自治体においてPMHを用いて業務を円滑に実施できるようにするための事業（以下「先行実施事業」という。）を開始しているところ。今般、医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）において示された令和8年以降の全国展開に向けて、対象となる制度の拡充等を行いつつ、更なる先行実施自治体の拡大を行うもの。

採択団体は、デジタル庁が調達したPMH医療費助成等に係る調査研究事業を請け負う事業者（以下「検証受託事業者」という。）と緊密に連携しつつ、先行実施事業を行うこととする。

なお、予防接種・母子保健分野におけるPMH先行実施については、それぞれ、厚生労働省・こども家庭庁において実施予定であり、詳細は、追って示される予定である。

## 第2 事業の概要

### 1 公募する事業の概要

#### (1) 対象自治体

先行実施事業に参加を希望する自治体（「令和5年度 医療費助成・予防接種・母子保健にかかる情報連携の実証事業」において医療費助成分野で採択された団体又は一次公募において採択された団体を除く）

## (2) 対象事務

応募時に自治体は、以下の医療費助成に係る対象事務の中から先行実施事業に参加を希望する対象事務を選択する。なお、対象事務の一部のみでも応募可能とする。

- ・ 公費負担医療（法律に根拠がある国公費）
  - ・ 特定医療費（難病の患者に対する医療等に関する法律）
  - ・ 小児慢性特定疾病医療費（児童福祉法）
  - ・ 自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
  - ・ 結核患者の医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
    - ※ 令和6年度から新規追加
  - ・ 未熟児養育医療（母子保健法）
    - ※ 令和6年度から新規追加
- ・ 地方単独の医療費助成
  - ・ こども
  - ・ 障がい
  - ・ ひとり親
  - ・ その他

## (3) 先行実施事業としての調査研究の内容

検証受託事業者と緊密に連携しつつ、自治体がPMHを用いて業務を円滑に実施できるようにするとともに、全国展開に向けた課題の整理を行うという観点から、以下の調査を行う。

### <自治体>

- ・ 自治体における業務フロー
- ・ 受給者証など、交付書類の情報
- ・ 支給認定や更新に必要な情報
- ・ 制度の変化に対応するための方法

### <システム運用事業者等>

- ・ 必要となるシステム改修の内容やその費用
- ・ 自治体内の他システムとの連携方法
- ・ システム改修を実施するに当たっての課題やより効率的な実施方法

## 2 要件

以下の要件を全て満たすこと。

### （基本的事項）

- ・ 本事業の参加者は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）及び、「医療DXの推進に関する工程表」等の内容について十分理解した上で、本事業の実施に当たること。
- ・ デジタル庁、関係省庁、検証受託事業者と連携を密にし、検証に協力すること。
- ・ デジタル庁及びデジタル庁が指定する者による採択団体への現地調査を受け入れるこ

と。

- ・ 採択団体の担当職員は、事業実施状況を把握し、オンライン会議等の手法により、デジタル庁（検証受託事業者）の求めに応じてデジタル庁（検証受託事業者）へ報告すること。
- ・ あらかじめ、連携するシステム運用事業者等と協議・調整の上、本事業に参加する関係者、連携するシステム運用事業者等が、本事業の趣旨や内容を十分に理解し協力を受けられることを確認した上で応募すること。
- ・ PMHとの接続方法やネットワーク等について、自治体内の情報システム部門とも協議の上、応募すること。
- ・ 応募に当たってPMHに対応する医療機関・薬局の確保を要件とはしていないが、採択後、当該自治体管内に所在する医療機関・薬局に対してPMHへの対応や補助金の内容について周知を行い、PMHに対応する医療機関・薬局の拡大に協力すること（具体的には、応募時点ではなく、採択後に行っていただくことを想定）。
- ・ 令和7年度以降も全国展開に向けて事業を継続すること。

（対象事業に関すること）

- ・ 本事業は、「第2-1(3) 先行実施事業としての調査研究の内容」の検証を行うことを目的として実施するものであり、採択団体における業務及び情報システムの運用や、データの取扱にかかる関係法令、条例等の運用については、当該採択団体が一義的に責任を有することを了承すること。特に、PMHに登録する情報について、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」等に従い、必要な措置が講じられていること。
- ・ 本事業における情報連携に当たってはマイナンバーを利用するため、「地方単独の医療費助成」の採択団体では、本事業で参加を希望する対象事務を番号法第9条第2項の規定による個人番号利用事務と整備すること。
- ・ 医療費助成に係る受給者証を用いる事務であること。なお、システムを用いずに対象者情報を管理している場合も対象となる。
- ・ 採択団体は、対象システムの改修に着手するまでに特定個人情報保護評価（PIA）の対応を行うこと。（記載例はデジタル庁から提供）

（システム改修等に関すること）

- ・ 連携するシステム運用事業者等が実施するシステム改修の内容が、デジタル庁が提供する「別紙1 自治体ベンダー向け仕様等（案）」に従った内容となっていること。
- ・ なお、PMHとの連携方法（API連携、デジタル庁提供のバッチ処理を利用、一部手動による連携等）、PMHまでの経路（既存ネットワークの設定変更、VPN等で新たにPMHと接続、USBメモリ等で連携（手動））、データ連携方式（差分連携、全件連携）については、いくつかのバリエーションの中から選択可能としている。また、システムを用いずに対象者情報を管理している場合など、システム改修を伴わない場合も、本事業の対象とすることは可能である。

(契約等に関すること)

- ・ 採択後に、採択団体と本事業に参加する関係者、連携するシステム運用事業者等との間で、本事業を遂行するための役割等を定めるための協定書を締結すること。
- ・ 採択団体のシステム改修に当たっては、デジタル庁（検証受託事業者）がシステム運用事業者と直接の委託契約を締結する。採択団体は、デジタル庁（検証受託事業者）がシステム運用事業者と直接の委託契約を締結し、本事業で参加を希望する対象事務に関連するシステムを改修することについて合意すること。
- ・ 採択後、事業開始までに、採択団体とデジタル庁において、PMHシステム等における情報連携事務等に関する委託契約を締結すること。デジタル庁及び社会保険診療報酬支払基金は、採択団体からの委託（デジタル庁からの再委託）を受けて、PMHシステム、オンライン資格確認システム等を運用することとなること。また、採択団体は、PMHシステムの利用規約に同意をすることがあること。
- ・ なお、システムを用いずに対象者情報を管理している場合など、システム改修を伴わない場合については、原則としてシステム改修に係る契約は生じないものと想定しているが、採択団体において上記PMHシステム等における情報連携事務等に関する委託契約及び利用規約への同意が必要となること。

### 3 採択団体数

採択団体数は、約50～70団体を目安とし、デジタル庁で確保している予算の範囲内で、応募状況と予算規模に鑑み決定することとする。

## 第3 応募手続

### 1 応募手続

#### (1) 応募者

自治体（複数制度に参加する場合、原則として自治体単位でまとめて応募申請）

#### (2) 応募に必要な資料

自治体は、デジタル庁が提供する申請フォームにより以下の項目を記載して応募するとともに、概算見積書等についてメールにて提出すること。また、デジタル庁（検証受託事業者）の求めに応じて、申請フォームのほか、デジタル庁（検証受託事業者）が採択団体の決定において追加提出が必要と判断した資料を提出すること。

※ 追加提出を求める場合は、個別にデジタル庁（検証受託事業者）と自治体間で調整する

<申請フォームの記載事項>

- ・ 希望する応募区分
- ・ 自治体名
- ・ 自治体担当者名（所属・氏名）及び連絡先（電話・Eメールアドレス）
- ・ 参加を希望する対象事務、対象者数（対象事務ごとの見込み）
- ・ 参加を希望する対象事務に関連する自治体システムの現況

※ システム開発事業者名、システム導入事業者名、ソフトウェア名等

- ・ 概算見積書（別途メールで提出いただくもの）に記載の見積額
  - ※ 応募申請時点の見積額。一次〆切の時点で算出が難しければ、別途メールで提出。
- ・ 個人番号利用事務に関する条例規定の対応状況（地方単独の医療費助成に参加する場合）
- ・ 特定個人情報保護評価（PIA）の評価方法
- ・ 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」等に従った必要な措置の対応状況

#### <メールによる添付書類の提出>

- ・ 概算見積書について、様式の指定はしないが、その内容として、改修対象となるシステム、改修項目、作業内容ごとに、PM、SEそれぞれの人件費の内訳などが示されたものを提出すること。積算に時間を要する場合は、第一次提出期限までに大まかな予算規模を提出し、最終提出期限までに内訳がわかる見積を提出すること。基準額（4(3)で後述）を超える場合、その理由や個別の事情について記載すること。）
  - ※ 概算見積書の取得に当たっては、デジタル庁が提供する「別紙1 自治体ベンダー向け仕様等（案）」を用いてシステム運用事業者等と調整を行うこと

### (3) 応募の申請期限

応募の申請期限は以下のとおり、第一次期限までに参加表明を行い、第二次期限までに概算見積等の詳細資料を提出すること。

- ・ 第一次（自治体による参加意向表明）：令和6年6月21日（金）23時59分（ベンダーと未調整、正式な意思決定ができてない等の
- ・ 状況でも、参加希望がある場合は応募可能）
- ・ 第二次（詳細資料の提出〆切）：令和6年7月31日（水）23時59分（概算見積の内訳等、採択数の決定に必要なもの。）

※選定に当たっては、第二次の〆切を待たずに、申請のあったものから随時選定を行うため、予算の状況によっては第二次〆切よりも早く応募を締め切る可能性がある。

### (4) 提出方法

- ・ 応募は下記申請フォームにより提出期限までに行うこと。申請に当たっては、フォーム上の「回答を保存する」という案内により申請内容を保存、応募者で保管すること。申請内容に修正がある場合は、個別にデジタル庁にメールで連絡すること。また、申請フォームでの応募が困難な場合についても、個別にデジタル庁にメールで連絡すること。

#### 【申請フォーム】

[https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=\\_6DkBnJJi0qvMEVxNh0TRHKLIL9RJtJpNjK3rJqEQQVUQIQ4Q0NDRU4yQkJTUjJEVFRGS1RLMzFDTi4u](https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=_6DkBnJJi0qvMEVxNh0TRHKLIL9RJtJpNjK3rJqEQQVUQIQ4Q0NDRU4yQkJTUjJEVFRGS1RLMzFDTi4u)

- ・ 概算見積書については、第6に記載する連絡先に電子メールにより提出すること。
- ・ 送信メール件名は「【〇〇県〇〇市（又は〇〇県）】概算見積書（令和6年度PMH先

行実施事業) 」とすること。

- ・ ファイルを含めメールの容量が10MB を越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、デジタル庁は一切の責任を負わないこと
- ・ メール受領後、申請者に対してデジタル庁（検証受託事業者）からメールにより受領確認を送信する。送信後、3 開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、デジタル庁に電話にて照会すること。

## 2 採択

### (1) 選定方法

書面審査に基づき、選定し、採択する。選定に当たっては、第二次の〆切を待たず、申請のあったものから随時選定を行うこととし、見積額の妥当性、制度の対象者数、一次公募の採択状況等を総合的に勘案して判断するものとする。

なお、(2)に記載のとおり、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出、ヒアリングや申請フォームの記載内容の修正等を求める場合がある。

### (2) 申請フォームの記載内容の確認・修正

選定は申請フォームにより提出された実施計画書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリング等を実施することがある。また、必要に応じてデジタル庁（検証受託事業者）と応募者との間で調整の上、申請フォームの記載内容について修正等を行うことがある。例えば、団体規模やシステム構成に応じた多様なケースを想定して他の自治体とのバランスを考慮したり、複数の自治体間での効果検証等のために本事業の対象としては対象事務の一部のみを採択したりする場合がある。また、当該修正等の可否は、選定に当たっての評価に影響する場合がある。

### (3) 提案の採択

デジタル庁（検証受託事業者）は、採択したときは、当該事業の応募者である採択団体に対して速やかにその旨通知する。

採択された事業については、契約時まで、必要に応じてデジタル庁（検証受託事業者）と採択団体との間で調整の上、2(2)の例示と同様に修正等を行うことがある。

## 3 契約等

### (1) 令和6年度先行実施事業に係るシステム運用事業者等との契約の締結

採択された事業を実施するため、デジタル庁（検証受託事業者）と契約条件の最終的な調整を行った上で、デジタル庁（又は検証受託事業）と採択団体が連携するシステム運用事業者等（採択団体の運用するシステムの開発・改修等を担当する事業者等を想定している。）との間で、先行実施事業に係る契約を締結する。

### (2) 先行実施事業に係る契約の期間

契約期間は、契約締結日（令和6年8～9月頃を想定）から令和7年3月31日までの日でデジタル庁が別に定める日までとする。

### (3) 先行実施事業に係る契約の形態

デジタル庁（又は検証受託事業者）と採択団体のシステム運用事業者等が締結する委託契約とする予定であるが、その詳細については確定後に採択団体に別途通知する。

### (4) その他

上記契約とは別に、以下の契約等を締結等することを予定しており、その詳細については採択の確定後に採択団体に別途連絡する。

- ・ 採択団体と本事業に参加する関係者、連携するシステム運用事業者等との間での協定書
- ・ PMHシステム等における情報連携事務等に関する委託契約（デジタル庁・採択団体）
- ・ PMHシステムの利用規約への同意（採択団体）

## 4 委託費

### (1) 令和6年度先行実施事業に係る委託費の扱い

委託費は、デジタル庁（又は検証受託事業者）と採択団体が連携するシステム運用事業者等との契約書に定められた用途以外への使用は認められない。

### (2) 令和6年度先行実施事業に係る委託費の内容

委託費は、先行実施事業の遂行に直接的に必要な経費とする。本事業の経費対象として想定する費用内訳の例は以下のとおり。なお、例にない経費でも認められる場合があるので、デジタル庁（検証受託事業者）に相談すること。

- ・ 参加する対象事務に関連する自治体の業務システムとPMH間で、事業の遂行に必要なデータを連携するための自治体システムの改修にかかる費用  
※ 内容はデジタル庁が提供する「別紙1 自治体ベンダー向け仕様等（案）」を参照すること
- ・ システム化されていないなどの事情によりCSVファイルの手動編集を連携前に実施する方法による場合で、自治体の業務システムにおいてCSVで出力する機能がないとき、当該機能を追加するための自治体システムの改修にかかる費用

### (3) 基準額

- ・ 公募開始時点においては、1団体当たりの基準額として以下のとおり想定している。
  - ・ 1システムの改修を前提に500万円程度を想定
  - ・ ネットワーク設定費用は原則として保守運用契約の範囲で対応することを想定しているが、改修が必要な場合は個別判断
  - ・ 複数のシステムを改修する場合は個別判断
  - ・ 大規模自治体（都道府県・政令市等）など個別の事情がある場合は個別判断
- ・ なお、基準額は、システム改修に要する費用の目安としてお示しするものであり、採択基準そのものではない。
- ・ 「第3 応募手続」に記載のとおり、見積書の提出に当たり、基準額を超える場合、その理由を記載した上で提出すること。

- ・ システム改修費等が、基準額から著しく乖離し、合理的な理由があると判断できない場合は、採択に至らない場合もある。

#### (4) 対象外経費

以下の経費は対象外とする。

- ・ 応募者、連携するシステム運用事業者等の通常の運営経費
- ・ 新たにシステム構築を行う場合のシステム構築経費
- ・ 新たにサーバー等を購入するための経費
- ・ 先行実施事業の実施に直接的に必要となる経費以外の経費
- ・ 契約期間の間に実施されない取組にかかる経費
- ・ 国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費

#### (5) その他

以下の契約等については、令和6年度先行実施事業における委託費等の費用負担は生じない。

- ・ PMHシステム等における情報連携事務等に関する委託契約（デジタル庁・採択団体）
- ・ PMHシステムの利用規約への同意（採択団体）
- ・ 採択団体と本事業に参加する関係者、連携するシステム運用事業者等との間での協定書

## 第4 報告及び評価

### 1 成果報告書

採択団体は、本事業の終了後、検証受託事業者がデジタル庁に提出する成果報告書の作成に協力しなければならない。成果報告書には次の内容を含むことを想定している。

- ・ 事業成果
- ・ 直面した課題とその対応策・解決方法
- ・ 全国的に展開を行うために必要な事項

成果報告書を基に、デジタル庁において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、デジタル庁Webページ等で公開する場合がある。詳細については確定後に採択団体に別途連絡する。

## 第5 事業スケジュール

委託事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・ 令和6年5月末 実証事業参加団体の二次公募開始
- ・ 令和6年7～8月 本事業参加団体の内定・正式採択
- ・ 令和6年8～9月 採択団体のシステム運用事業者等とデジタル庁（検証受託事業者）との委託契約締結

- ・令和6年9～12月 設計・開発・テスト（自治体システム）
- ・令和6年12月～ 順次事業開始
  - ※ 事業開始時期は個別の事情に応じ判断。遅くとも令和7年3月中には事業開始が必要。
- ・令和7年3月 成果報告（PMHとの情報連携は令和7年4月以降も継続）

#### 第6 公募要領に関する問合せ先・応募資料提出先

デジタル庁

担当者 舟津、岡村、上村、直江

所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階

メール [medical.2@digital.go.jp](mailto:medical.2@digital.go.jp)

電話 03-6844-3586、03-6845-4820、03-6771-8203